

京都市告示第 131 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 5 月 28 日

京都市長 門川大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
東寺道	南区西九条院町25番地地先から	旧	メートル 144.90	メートル 11.00 ~ 15.50
	同区西九条鳥居口町1番地地先まで	新	144.90	13.01 ~ 16.30
西洞院通	南区西九条院町20番地の1地先から	旧	252.50	5.90 ~ 11.00
	同区西九条春日町47番地の1地先まで	新	252.50	12.01 ~ 20.60
中久世緯7号線	南区久世中久世町一丁目65番地の1地先から	旧	29.40	6.00
	同町108番地地先まで	新	29.40	6.00 ~ 6.01
南第二緯2号線	南区西九条北ノ内町12番地地先内	旧	9.00	6.00 ~ 11.00
		新	3.00	6.00 ~ 10.50

(建設局土木管理部道路明示課)